（先進的計測手法）

第二百八十九条　先進的計測手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、最終指定親会社の内部管理において用いられるオペレーショナル・リスクの計測手法に基づき、片側九十九・九パーセントの信頼区間で、期間を一年間として予想される最大のオペレーショナル・リスク損失の額に相当する額とする。ただし、当該期間におけるオペレーショナル・リスク損失の額の期待値が適切に把握され、当該期待値に相当する額の引当が行われている場合には、当該最大のオペレーショナル・リスク損失の額から当該期待値を除いた額をオペレーショナル・リスク相当額とすることができる。

（先進的計測手法の承認）

第二百九十条　最終指定親会社は、先進的計測手法を用いようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けた最終指定親会社は、第二百九十五条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければならない。

（承認申請書の提出）

第二百九十一条　先進的計測手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　オペレーショナル・リスク管理指針（オペレーショナル・リスクの計測（オペレーショナル・リスク相当額の算出方法を含む。）及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をいう。）

四　先進的計測手法実施計画

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

3　前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日

二　先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位（オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる最終指定親会社等をいう。以下この章において同じ。）

（予備計算）

第二百九十二条　先進的計測手法の使用について第二百九十条第一項の承認を受けようとする最終指定親会社は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、先進的計測手法に基づいて連結自己資本規制比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の中間期の末日までの管理体制の運用状況及び当該事業年度の中間期の末日の連結自己資本規制比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の管理体制の運用状況及び当該事業年度の末日の連結自己資本規制比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、先進的計測手法採用最終指定親会社の親会社となる最終指定親会社が先進的計測手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が先進的計測手法に基づく連結自己資本規制比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする最終指定親会社が当該組織再編成前の数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類（株式移転により最終指定親会社を新たに設立する場合にあっては、子法人等となる先進的計測手法採用最終指定親会社の数値等に基づく書類）を作成することができるときは、この限りでない。

2　前項に定める連結自己資本規制比率の予備的な計算を行おうとする最終指定親会社は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した書面に同条第二項各号に掲げる書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

3　最終指定親会社は、前条第一項の承認申請書の提出に先立って、中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

4　先進的計測手法の使用を開始しようとする日が中間期の末日の翌日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「当該前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とする。

（承認の基準）

第二百九十三条　金融庁長官は、第二百九十条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く。）に適合し、第三項第十号に掲げる基準に適合する見込みがあり、かつ、第五項の規定による開示を行う体制が整備されているかどうかを審査しなければならない。

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　第二百八十六条各号に掲げる基準（ただし、同条第二号中「営業部門」とあるのは「他の部門」と、同条第四号中「評価し」とあるのは「計測し」と、同条第五号中「評価する」とあるのは「計測する」と読み替えて適用するものとする。）

二　各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の向上のために、オペレーショナル・リスク損失の額、オペレーショナル・リスク相当額その他のオペレーショナル・リスクに関する情報を適切に活用していること。

三　オペレーショナル・リスクの計測手法におけるオペレーショナル・リスクに関する情報の取扱い方法が明確化されており、金融庁長官が必要に応じて検証することができるように整備されていること。

四　先進的計測手法実施計画が合理的なものであること。

3　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　オペレーショナル・リスクの計測手法において、オペレーショナル・リスクの損失事象が適切に把握されていること。

二　リスクの特性、損失事象の種類（別表第二に掲げる損失事象の種類をいう。以下同じ。）、業務区分その他の区分に応じてオペレーショナル・リスク相当額を算出する場合は、当該区分に応じて算出されたオペレーショナル・リスク相当額を合計すること。ただし、当該区分に応じて算出された各オペレーショナル・リスク相当額の間の相関関係が適切に把握されているときは、当該相関関係に基づいてオペレーショナル・リスク相当額の調整を行うことができる。

三　オペレーショナル・リスク相当額の算出において、内部損失データ（最終指定親会社等の内部で生じたオペレーショナル・リスク損失に関する情報をいう。以下同じ。）、外部損失データ（最終指定親会社等の外部から収集したオペレーショナル・リスク損失に関する情報であって、最終指定親会社におけるオペレーショナル・リスクの管理に資するものをいう。以下同じ。）及びシナリオ分析（重大なオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度について、専門的な知識及び経験並びにオペレーショナル・リスクに関する情報に基づいて推計する手法をいう。以下同じ。）が適切に用いられていること。また、業務環境及び内部統制要因（オペレーショナル・リスクに影響を与える要因であって、最終指定親会社等の業務の環境及び内部統制の状況に関するものをいう。以下同じ。）が適切に反映されていること。